



2023年6月27日

各 位

会 社 名 栄研化学株式会社  
代表者名 代表執行役社長 納富 継宣  
(コード:4549 東証プライム)  
問合せ先 専務執行役  
経営管理統括部長 渡 一  
(TEL. 03-5846-3379)

## 譲渡制限付株式報酬（役員向け）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年7月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 35,417株
(3) 処 分 価 額	1株につき1,510円
(4) 処 分 総 額	53,479,670円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 1名 2,582株 当社の執行役 10名 32,835株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月18日開催の報酬委員会において、役員・従業員が一丸となって、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を強く意識して取り組むために、インセンティブを明確にするとともに、株主の皆様と株主価値を共有することを目的とし、当社の取締役、執行役及び幹部社員（以下「割当対象者」といいます。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。本件の詳細につきましては、2022年11月18日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、あらかじめ定められた一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれることといたします。

本日開催の当社の報酬委員会の決定に基づき、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役（以下「対象執行役」といいます。）に対し、割当対象者のそれぞれの職責その他諸般の事情を総合勘案し、金銭債権53,479,670円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式35,417株を付与することといたしました。また、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を図るインセンティブの付与という本制度の導入目的に照らし、譲渡制限期間については当社と対象取締役又は対象執行役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当を受けた日から当社の取締役、執行役又は特別顧問、相談役のいずれの地位をも退任した直後の時点までの期間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役1名及び対象執行役10名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役又は対象執行役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2023年7月26日（以下「本処分期日」といいます。）から当社の取締役、執行役又は特別顧問、相談役のいずれの地位をも退任した直後の時点又は2024年7月1日のいずれか遅い時点までの間、本割当株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役又は対象執行役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、執行役又は特別顧問、相談役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 本役務提供期間中に、対象執行役が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

##### ①譲渡制限の解除時期

対象取締役又は対象執行役が、当社の取締役、執行役又は特別顧問、相談役のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（ただし、死亡による退任の場合を除く。）により退任した場合は、対象取締役又は対象執行役の退任の直後の時点又は2024年7月1日のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役又は対象執行役が2024年6月30日までに、死亡により退任した場合には、当社が当然にその時点の保有する本割当株式の全部を無償取得する。

##### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任の直後の時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日含む月から対象執行役の退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（12）で除した数（その株が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

#### (4) 当社による無償取得

対象取締役又は対象執行役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2024年7月1日までである場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役及び対象執行役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役及び各対象執行役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役及び対象執行役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第86期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,510円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ、対象取締役及び対象執行役にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上